

平成 1 8 年 1 1 月 9 日

北海道総務部防災消防課

被災者生活再建支援法の適用について

平成 1 8 年 1 1 月 7 日佐呂間町の区域内において発生した竜巻災害は、被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号及び同施行令第 1 条第 2 号に定める自然災害に該当するものと認め、被災者生活再建支援法の適用を決定しました。